

「大垣市が発注する建設工事の現場代理人の常駐を緩和できる基準」について

令和5年1月1日

大垣市が発注する建設工事の現場代理人については大垣市工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場への常駐が義務付けられていますが、第3項「発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」とあることから「大垣市が発注する建設工事の現場代理人の常駐を緩和できる基準」に工事現場に現場代理人の常駐を緩和できる場合について、必要な事項を定めました。

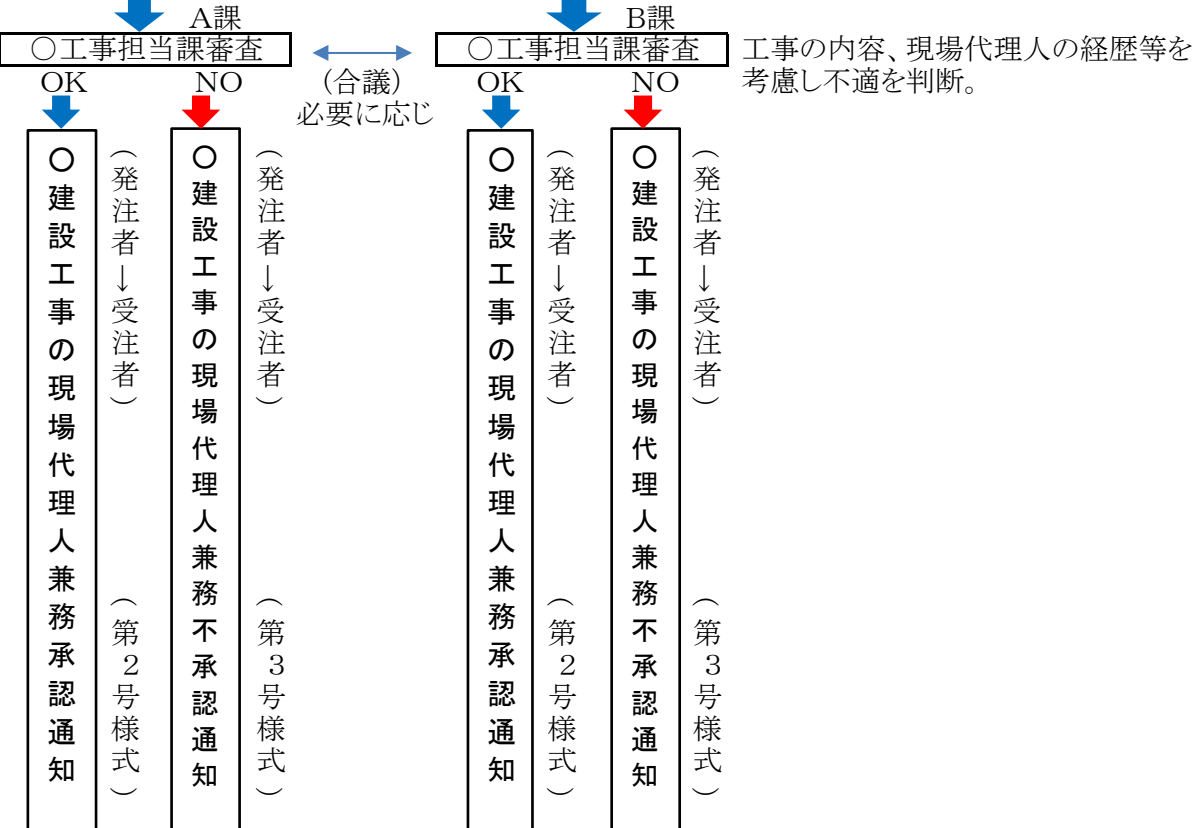
本書はそのフローと解説です。**(技術者の兼務基準ではないので混同しないでください。)**

○現場代理人の兼務可能要件

- 1 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事、又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度とする。ただし、工事は原則2件までとする。
- 2 2件の請負金額の合計が税込み4,000万円未満(契約変更の場合はその後の金額)で、かつ、上石津地域における工事にあつては、2件の工事現場がいずれも上石津地域であることとする。
- 3 特記仕様書等に「兼務不可」と明記されていない。
- 4 直近2年度の間(例:当該年度が令和4年度の場合、令和2年度令和3年度)に大垣市入札参加資格停止等の措置要領に基づく資格停止を受けていない。
- 5 直近2年度の間(例:当該年度が令和4年度の場合、令和2年度令和3年度)に受注実績がある。

○上記要件に一致し現場代理人の兼務をおこないたい場合

○建設工事における現場代理人兼務申請書 (受注者→発注者) (第1号様式) の提出
(工事担当部署が異なる場合はそれぞれに提出してください。)



○施工期間中に現場代理人の兼務が不要となった場合

- (1. 兼務をしている工事が工期より早く完成し、他工事で兼務する場合)
- (2. 兼務をしていた工事に新たに現場代理人の配置が可能になった場合)



○建設工事の現場代理人の兼務解除届 (受注者→発注者)

- (1. まだ終了していない工事の担当部署に提出) (第4号様式)の提出
- (2. 兼務していた工事両方の担当部署に提出また新たな現場代理人届を経歴書とともに提出)

○現場代理人の兼務が承認されていた現場代理人の兼務が不相当と判断された場合

- (1)事情(現場条件の変更等)の変更により、現場代理人の兼務を継続することが不相当と認められるとき。
 - (2)受注者がこの基準の規定に違反していると認められるとき。
 - (3)受注者が偽りその他不正な手段により承認を得たと認められるとき。
 - (4)前3号のほか、承認を継続することが不相当であると市長が認めるとき。
- 上記の場合現場代理人の兼務の承認を取消を行います。



○建設工事の現場代理人の兼務取消通知 (発注者→受注者)(第5号様式)

なお現場代理人の兼務を取り消された場合は速やかに新たな現場代理人を選出し現場代理人届を経歴書とともに提出してください。
また、工事担当部署が異なる場合は「建設工事の現場代理人の兼務取消通知」の写しを他方の工事担当部署に渡してください。

注1) 第4条「常駐を緩和できる期間」とは

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、現場代理人を工事現場に常駐を要する期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次の期間については工事現場への常駐は不要とします。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者の間で次の期間が設計図書(特記仕様書等)、もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要です。

- (1)契約締結後から現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2)工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事において、当該工場製作のみが行われている期間
- (4)前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

注2) 現場代理人の常駐を緩和できる基準における工事の完成は、完成届受理日とします。